

「通り名で道案内」社会実験を踏まえて

平成20年10月

趣旨

「通り名で道案内」は、通りの名称と概ねの位置を表す番号を使って目的地を特定できるルールを作り、道路上にこれらを表示することにより、観光地や中心市街地等において、分かりやすい道案内を行うことを目的とする新しい取組です。

道案内方法としての定着を図るためには、多くの実施事例を積み重ねる必要がありますが、そのような中、平成18年度及び平成19年度に、全国27地区において、社会実験として試行的取組が実施され、多くの知見が得られたところです。

そこで、本稿において、これらの取組の結果を踏まえ、実施にあたっての基本的な考え方や留意点等について検討し、現時点での整理を試みることにしました。検討にあたっては、各実施地区の取組経験やセミナーでの意見交換をもとに、「社会実験の推進に関する懇談会」委員からのご意見をお聞きしたものです。

本稿が、今後「通り名で道案内」を実施する際の一助となることを期待するものです。

目 次

I. はじめに

1. 「通り名で道案内」とは
2. 本稿の内容

II. 「通り名で道案内」の概要

1. 「通り名」と「位置番号」の表示
2. 「通り名」と「位置番号」を利用した沿道施設案内
3. 「通り名マップ」の作成
4. 地域活性化施策（イベント等）との連携

III. 道案内方法の標準ルール

1. 標準ルールの必要性
2. 位置番号表示の標準ルール
3. プレーターの設置間隔
4. 「#」記号
5. プレーターを付置する施設

IV. 実施にあたっての留意事項

1. 通り名の命名
2. プレーターのデザイン
3. 通り名マップ
4. 工夫事例の共有
5. 試行的取組終了後のプレターの扱い

V. プレーターの設置手続等

1. 道路法上の位置づけと実施体制
2. 屋外広告物法上の扱い
3. 電柱に設置する場合の電柱使用料等

参考：社会実験実施状況

1. 実施概要
2. 取組への評価

I. はじめに

1. 「通り名で道案内」とは

我が国の住居表示方法は、道路、鉄道、河川などによって区画された地域に付けられるブロック（街区）を基本とする方法（街区方式）が一般的ですが、この方法は、住居表示としての大きな役割を果たしながらも、地域に不慣れな来訪者にとっての目的地の特定のしやすさという点からは、必ずしも適していないとの声も聞かれます。

一方、欧米の住居表示で一般的に行われている「道路方式」は、通りを基本とし、通りの名称及び沿道施設に付けられた番号により場所を表示することから、地域に不慣れな来訪者でも容易に目的地を特定しやすいと考えられます。

「通り名で道案内」は、このようなことを背景として、通りの名称と概ねの位置を表す番号を使って目的地をうまく特定できるルールを作り、道路上にこれらを表示することにより、観光地や中心市街地等において、分かりやすい道案内を行うことを目的とする取組です。

<欧米の地図表示>

アメリカ（ホワイトハウス）の例



1600 Pennsylvania Avenue NW Washington, DC

<欧米の通り名表示>

アメリカの例



イギリスの例



2. 本稿の内容

本稿は、これまでの取組の結果をもとに、今後実施する際の参考となるよう、以下についてまとめたものです。

(1) 「通り名で道案内」の概要の紹介

「通り名で道案内」の取組の基本的アイデアを紹介します。

(2) 標準ルールとしての基本的事項の整理

「通り名で道案内」が、施策としての効果を発揮するためには、「通り名」と「位置番号」を使った道案内方法が、来訪者に理解されていることが不可欠です。そのためには、位置番号の意味（番号が道路上のどのような位置を表すか）など、道案内機能としての基本的な事項については、全国で考え方を統一して取り組むことにより、汎用性のある道案内方法としての浸透を図る必要があります。

このようなことから、本稿において、標準ルールとすべき事項について、整理します。

(3) 円滑な実施のための留意事項の整理

一方で、「通り名で道案内」は、中心市街地活性化や観光振興といった地域活性化の観点から実施されることも多く、地域の発意による地域の自主的取組が基本である点も重要です。

社会実験においても、多くの地区において協議会等の地元関係者からなる組織が実施主体となっており、通り名と位置番号を表示したプレートや通り名マップのデザイン、施策の活用方法等において、地域独自の様々な工夫が図られています。

したがって、今後の展開にあたっては、地域の発意と独自の工夫が発揮できるよう、1. で述べた標準的なルール化を図る部分は最小限に留めつつ、それ以外の事項について、実施にあたっての参考となるよう、留意事項として整理します。

(4) 主な手続等の例示

通り名で道案内は、行政機関ではなく、行政手続に不慣れな地元組織等が実施主体となる場合も多いため、プレート設置にあたっての手続や法的位置づけの整理、実施しやすい体制を例示することは有効であると考えられます。本稿において、それらのうち主な事項について例示します。

Ⅱ.「通り名で道案内」の概要

「通り名で道案内」は、以下のような取組を組み合わせ、地域に不慣れな来訪者等に対しても、分かりやすい道案内を提供しようとするものです。

1.「通り名」と「位置番号」の表示

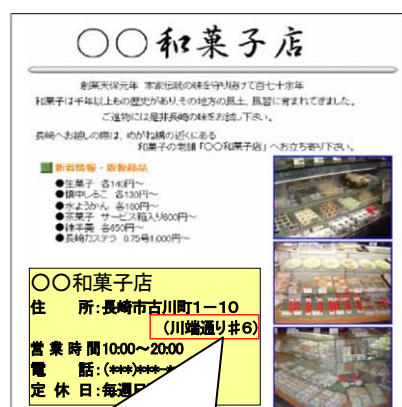
「通り名」と通りの起点からの概ねの距離を示した「位置番号」を表示したプレートを、電柱や照明柱等に設置します。(番号が表す位置や表示の方法については、後述します。)



＜プレートの例(隠岐の島町)＞

2.「通り名」と「位置番号」を利用した沿道施設案内

沿道の施設(店舗、観光資源等)は、自らの店舗等の案内に、「通り名」と「位置番号」を活用します。



(HP、チラシでの活用イメージ)
住所に通り名による道案内を併記



(電話での活用イメージ)
「当店は『川端通り#6』
にございます。」

＜沿道施設案内のイメージ＞

3. 「通り名マップ」の作成

通り名で道案内を実施する地域では、「通り名」と「位置番号」を表示したマップを作成したり、既存の観光マップ等に反映させることにより、地域の案内に活用します。



＜通り名マップの例(隠岐の島町)＞

4. 地域活性化施策（イベント等）との連携

地域のイベント時に、「通り名」と「位置番号」を利用した会場案内を行うことや、イベント時に道案内ルールの周知を行うことなど、地域活性化施策と連携します。

イベントのHPやパンフレットでイベント会場を「通り名」と「位置番号」を利用して案内

現地のプレート表示に従い、イベント会場へ移動

＜イベントとの連携の例(新潟市)＞

Ⅲ. 道案内方法の標準ルール

1. 標準ルールの必要性

I. に記したとおり、「通り名で道案内」が、施策としての効果を発揮するためには、「通り名」と「位置番号」を使った道案内方法が、広く一般に理解されていることが前提となります。

しかしながら、社会実験の結果を見ると、施策の有効性については多くの地区で良好な評価が得られた一方で、位置番号の意味に対する理解度は高いとは言えず、道案内方法としての幅広い浸透の難しさを伺わせます。（社会実験の実施概要については、巻末「参考」参照。）

もとより、場所と期間を限定した試行的取組であるという性質上、社会実験によって道案内の方法を地域社会に広く浸透させるには限界があるのも事実であり、今後の展開にあたっては、「通り名で道案内」の道案内方法を、着実に浸透させる視点が重要であると考えられます。

そのため、位置番号の意味等の基本的な事項については、来訪者に対する道案内としての利便性を高める観点からも、各地で考え方を統一した上で実施することが望ましいと考えられます。基本的な事項について、地区ごとに異なる扱いがなされていては、本施策を汎用性のある道案内方法として広く浸透させることは難しく、その結果わかりやすい道案内としての効果も発揮されにくくなってしまうことが懸念されます。

このようなことから、以下に、道案内方法に関する標準ルールとして、地区横断的に考え方を統一すべき事項について記載します。

2. 位置番号表示の標準ルール

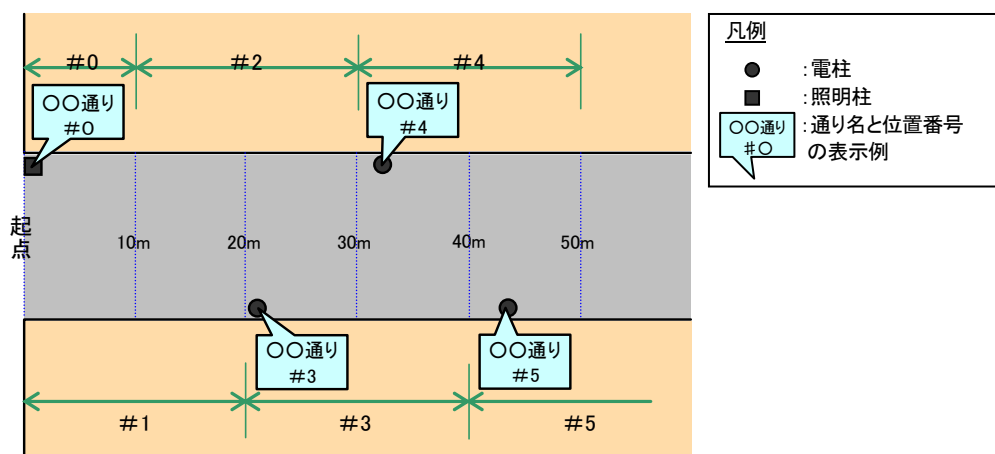
位置番号の表示については、以下の（１）によることを基本とし、沿道土地利用が稠密である等の場合には、（２）によることも考えられます。位置番号の表示について、これらの２つのパターンに集約することで、道案内方法としての汎用性の確保を図ります。

（１）基本型

位置番号の表示については、以下によることを基本とします。これにより、位置番号だけで、通りの起点からの概ねの距離と、通りの左右どちら側かを特定することが可能となります。

<通り名と位置番号の表示：基本型>

- ①位置番号は、通りの起点から概ねの距離を表すものとする(概ね10m単位)
- ②起点を背に奇数は右側、偶数は左側を表示する

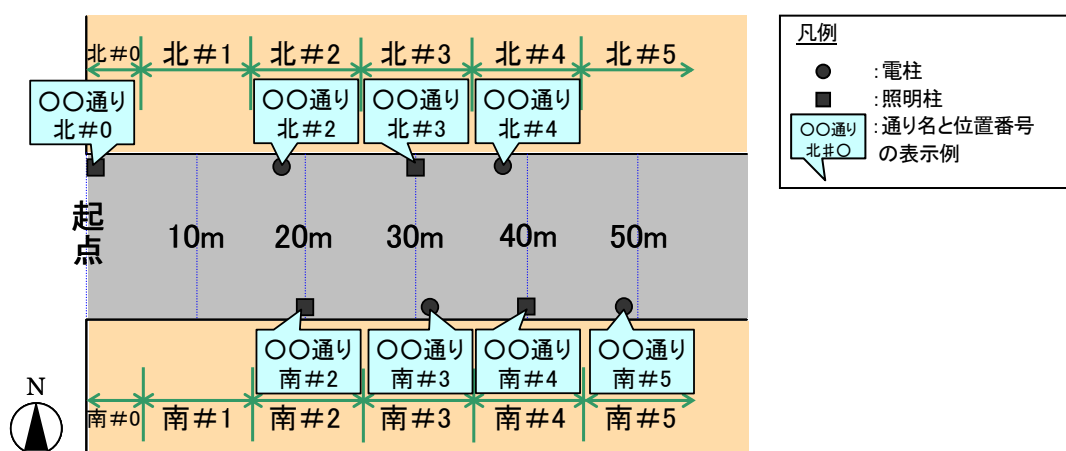


<基本型>

(2) 沿道土地利用が稠密な場合等

ただし、例えば以下のような場合には、奇数、偶数による番号の左右の振り分けは行わず、「西#3」のように、#記号の前に、通りのどちら側かを示す表示を付記することができるものとします。

- ・短スパンの表示が必要な通り（沿道土地利用が稠密な場合等）
- ・どちら側の沿道かを示すことが容易な通り（東西南北が明確な場合や周辺の地形地物による判別が容易な場合等）
- ・歩道のどちら側かを明確に区別した方が分かりやすい通り（各側の歩道が離れている広幅員の通り等）



<土地利用が稠密な場合等>

3. プレートの設置間隔

位置番号が表す距離は、あくまで通りの基点からの「概ねの」距離であり、プレートを正確に10m間隔で設置する必要はありません。前頁の図のように、通りの起点からの距離が位置番号に10mを掛けた地点を基準として、前述の基本型であれば前後10mの範囲内、番号の左右振り分けを行わない場合であれば前後5mの範囲内にある適当な施設にプレートを柔軟に設置することで足りることになります。（それぞれ、1.（1）及び（2）の図参照）

また、プレートの設置密度は、沿道施設の立地状況等を勘案し、案内に過不足ない密度で柔軟に設置すればよく、必ずしも全ての10m間隔の距離表示を行う必要はありません。

4. 「#」記号

道路上にある他の数字と混同されることを防ぐため、各番号の前には「#」を付すものとします。

道路上には、路上施設の管理番号や住居表示など、様々な数字が表示されています。位置番号に「#」記号を付すことを標準化することにより、路上の他の数字との混同を防ぐと共に、来訪者は、どのような街や観光地においても、「#」記号の付された番号を探せば、位置を特定することが可能となります。

ただし、歴史的街並み等において、「#」記号が地域の景観や風土にそぐわない場合などは、地域の意見を踏まえつつ、別の記号とすることも考えられます。その場合、当該記号が、位置番号を表すことが分かるような工夫や周知を併せて行うことが望ましいと考えられます。

5. プレートを付置する施設

プレートの設置にあたっては、照明柱または電柱が存在する場合は、原則として設置箇所としてこれらを活用します。

社会実験のアンケート結果を見ても、プレートが気付きにくいとの回答が多く見られたケースがありますが、その一方で、視認性の向上を追求した過度なデザインは、景観の観点からも必ずしも好ましいとは言えません。そのため、プレートを付置する道路上の施設について統一を図り、どこを探せば位置番号が表示されているかについて、利用者が予見しやすくすることが有効です。

ただし、電線類地中化を行っている場合や、電柱・照明柱を活用することがふさわしくない場合等においては、必要に応じて、ボラード（車止め）やアーケード柱等、その他の施設を活用することや、関係者の合意形成の下で沿道施設の壁面に設置すること等により、柔軟に対応することも考えられます。

IV. 実施にあたっての留意事項

1. 通り名の命名

社会実験の実施地区においては、地域の関係者それぞれの通りの名称に対する思い入れの違いなどから、当初の名称決定の段階から取組が難航するケースも見受けられました。

このようなことから、通り名は、従前から地域に親しまれている通称名を用いることを基本とし、また、通称名がない通りに新たに命名する場合は、地域の関係者で、十分な合意形成を図ることが重要です。

「通り名」の命名にあたっては、同一の中心市街地や観光地等にある他の通り名と重複しないよう留意が必要です。ただし、同一の通り名が複数存在する場合は、一般の道路利用者や来訪者のわかりやすさに配慮し、他と区別できる名称の使用が考えられます。（例：「青山けやき通り」、「赤坂けやき通り」、等）

2. プレートのデザイン

プレートのデザインについては、各地域の創意により検討・決定されるものです。これまでの取組においては、イベント性の強い試行的取組としての性格から、趣向を凝らしたデザインが多く見られましたが、このようなケースの他、景観への配慮や継続的な取組としていく観点から、低コストでシンプルなデザインとすることも考えられます。

<地域の創意工夫を反映した例>



地域のシンボルマークを挿入
(隠岐の島町)



QRコードを挿入
(豊岡市)



既存の通り名表示を活用
(津和野町)

<低コストでシンプルな表示の例>



シール貼付けイメージ



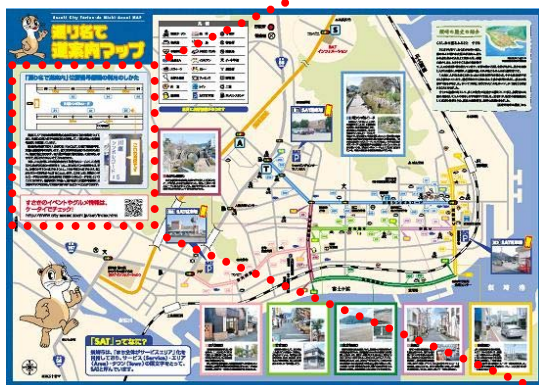
電柱の巻き広告の町名
地番表示部を活用

4. 通り名マップ

通り名マップについても、プレートのデザインと同様、地域の創意工夫により作成されるものですが、利用者のわかりやすさの観点からは、以下の工夫を行うことも考えられます。

- ①本施策の地域への定着のためには、継続性が重要であることから、新たに専用のマップを作成するのではなく、既に定着している観光マップに組込むのも一案です。
- ②マップには、「通り名で道案内」の道案内方法（位置番号の意味等）についても、分かりやすい説明を掲載することが重要です。

<案内方法の掲載例（須崎市）>



「通り名で道案内」位置番号標識の利用のしかた



実験エリアである須崎市街地の主要な通りに通り名称をつけており、各通りの電柱や街路灯柱を活用して、「通り名称と位置番号表示」を設置しています。

起点から終点に向かい、おおむね10mごとに、右側に奇数番号を、左側に偶数番号を表示します。例えば#5は起点からおおむね50m、道路右側となります。電柱や街路灯柱を活用して表示をしますので、表示がされないところもあります。

また、この方式によりお店を案内する場合のルールとして右側0からおおむね20mの間を#1とし、20から40mの間を#3、また、左側0から10mまでを#0とし、10から30mまでを#2、30から50mの間を#4とすることとします。これにより、川端シンボルロード35m右側にあるお店は「川端シンボルロード#3」ということになります。住所表示とは違い、通り名と位置番号標識により案内マップを活用して容易に目的地にたどりつくことができます。



5. 工夫事例の共有

本施策は新しい取組であるため、イベントとの連携、QRコードの活用、通り名の命名上の留意点など、各実施地区における工夫事例や苦慮した点について、地域横断的なノウハウを蓄積し、地域間での工夫事例の共有を図ることが望ましいと考えられます。そのため、取組概要や工夫点等のHPへの掲載等、各実施主体による積極的な情報発信が期待されます。

なお、これまでの社会実験の実施概要について、国土交通省HP (<http://www.mlit.go.jp/road/torimeit/index.htm>) においても掲載しておりますので、適宜参照してください。

6. 試行的取組終了後のプレートの扱い

試行的取組の場合は、期間を限定して実施されることが多いと考えられますが、施策の着実な浸透を図りつつ分かりやすい道案内を提供するという観点からは、試行期間後であっても、プレートが使用可能な間は存置することが望ましいと考えられます。その際には、このような実験終了後の扱いについて、関係者間で事前に合意しておくことが有効です。

V. プレートの設置手続等

1. 道路法上の位置づけと実施体制

(1) 道路法上の位置づけと道路占用手続

① 道路管理者が設置する場合

プレートを道路管理者が設置する場合は、当該プレートは、道路法における地点標（道路附属物）として扱われるため、道路占用手続は不要です。

② 道路管理者以外の者が設置する場合

道路管理者以外の者がプレートを設置する場合には、当該プレートは、占用物件として、道路管理者から占用許可を受けることが必要となります。

(2) 継続的取組に向けた留意事項

これまでは場所と期間が限定された試行的取組が中心でしたが、今後、本格導入を行おうとする場合には、継続的な管理のしやすい体制づくりにも留意が必要です。

道路管理者は、各種行政手続に精通すると共に、設置したプレートは道路附属物として扱うことが可能であることから、安定した設置・管理主体としてふさわしいと考えられます。

一方、本施策は、行政以外の組織の発意により、それらの組織が主体となって実施されるケースが多いと考えられます。そのような場合には、手続等の実施主体が不慣れな点等について、道路管理者と実施主体が協力しつつ、取り組むことが望ましいと考えられます。

2. 屋外広告物法上の扱い

(1) プレートの法的位置づけ

屋外広告物法第2条においては、屋外広告物とは、「常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの」と定義されており、「通り名で道案内」において設置されるプレートも屋外広告物に該当すると解されます。

（２）屋外広告物条例との関係

今後の普及・定着に向けた取組にあたっては、常設的な設置を想定し、屋外広告物条例上の扱いを整理することが必要です。実際の条例の内容は地域によって異なるため、実施にあたっては、プレートの扱いについて、地方公共団体の屋外広告物条例担当部局と準備段階から協議・相談することが望ましいと考えられます。

参考までに、各地方公共団体で制定している屋外広告物条例で一般的に規定されている適用除外の例と、その際に想定されるプレートの扱いを以下に示します。なお、これら以外にも、公共的目的をもった広告物等について適用除外や緩和規定が設けられているケースも見られますので、この点からも、前広に地方公共団体の屋外広告物条例担当部局と協議・相談することが望ましいと考えられます。

なお、下記のような適用除外規定に基づきプレートを設置する場合であっても、デザインや設置場所等について、地域の景観に配慮すべきことは当然です。

【適用除外の例】

- ・ 法令の規定により表示する広告物等について一部規定が適用除外となる旨が定められている場合

（具体例） プレートを道路管理者が設置する場合には、道路法の規定による地点標と位置づけられるため、適用除外となると考えられます。

- ・ 自家用広告物について、一定の条件の下に、禁止地域などの一部規定が適用除外となる旨が定められている場合

（具体例） 自己の店舗案内として沿道店舗が自己の店舗に自らプレートを設置する場合、適用除外となると考えられます。

３．電柱に設置する場合の電柱使用料等

電柱にプレートを設置する際には、電柱設置者に対する取組の周知と前広な協議を行い、連携を図ることが望ましいと考えられますが、ここでは、その際の一助として、電柱にプレートを設置する場合の電柱使用料等について、基本的な考え方を示します。（なお、下記の趣旨については、電気事業連合会や通信

事業者（NTT）にも確認しているところですが、実施における具体的な扱いについては、各地域の電柱設置者との協議となります。）

（１）プレートに電柱に添架する場合

プレートを電柱に添架する場合は、電柱設置者との協議によりますが、プレート制作費や据え付け費等の実費を実施主体が負担することが原則です。

電柱使用料についても、電柱設置者との協議によりますが、公共性の高い掲出物件については、電柱設置者の社会サービスの一環として、電柱使用料が免除されるものも見られますので、電柱設置者との協議にあたっては、取組の公共性、道案内としての目的、添架するプレートが電柱構造の強化等の措置を要しない軽微なものであること等について、理解と協力を得ることが有効であると考えられます。

（２）巻き広告の一部に通り名と位置番号を表示する場合

電柱広告事業者により、巻き広告の下部への地番表示が行われている場合には、新たなプレートを添架するのではなく、巻き広告の地番表示部分に、通り名と位置番号を追加表示することも有効です。この場合は、通り名と位置番号の表示について、電柱広告事業者に依頼し協力を得る必要があります。

この場合の電柱広告事業者に対する費用負担も、電柱広告事業者との協議によりますが、追加表示を、巻き広告の定期的な更新時に併せて行い、かつ色数の追加やレイアウト変更等を伴わない場合には、掲載料を免除されるなどの協力が得られることも想定されます。

多くの電柱広告事業者が従来から行っている巻き広告の地番表示は、道案内による社会サービスという点で「通り名で道案内」と目的を共有していると考えられます。電柱広告事業者に対し、本施策の公共性と道案内としての目的を十分に説明し、理解、協力を得ることが有効であると考えられます。



＜巻き広告の活用イメージ＞

参考：社会実験の実施状況

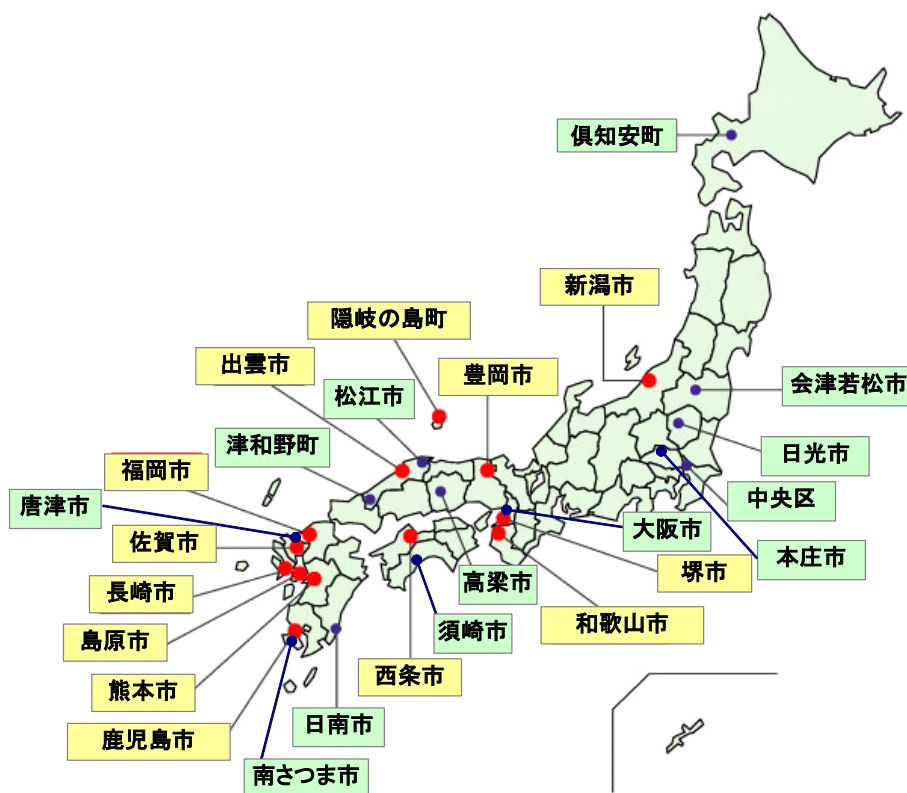
1. 実施概要

(1) 実施地区

平成18年度から19年度にかけて、以下の地域で社会実験として取組が実施されました。（平成18年度：13地区、平成19年度：全国14地区）

実施地区一覧

平成18年度 13地区			平成19年度 14地区		
	都道府県	市町村名		都道府県	市町村名
1	新潟県	新潟市	1	北海道	倶知安町
2	大阪府	堺市	2	福島県	会津若松市
3	兵庫県	豊岡市	3	栃木県	日光市
4	和歌山県	和歌山市	4	埼玉県	本庄市
5	島根県	出雲市	5	東京都	中央区
6	島根県	隠岐の島町	6	新潟県	新潟市
7	愛媛県	西条市	7	大阪府	大阪市
8	福岡県	福岡市	8	岡山県	高梁市
9	佐賀県	佐賀市	9	島根県	津和野町
10	長崎県	長崎市	10	島根県	松江市
11	長崎県	島原市	11	高知県	須崎市
12	熊本県	熊本市	12	佐賀県	唐津市
13	鹿児島県	鹿児島市	13	宮崎県	日南市
			14	鹿児島県	南さつま市



実施地区位置図

(2) プレートの設置

社会実験の実施地区においては、地域によって差異が見られるものの、ほとんどの地区でⅢ 2. (1) による基本型により通り名と位置番号が表示されました。

ただし、沿道店舗の土地利用が密であるため、基本型ではプレートを十分な密度で設置できないとの理由から、Ⅲ 2. (2) のように、番号を振り分けず、代わりに「#」の前に南北の表示を行った地区も見受けられました。

また、これらのルールを基本としつつ、併せて通りの総距離を表示したり、通りごとに色彩を変えたりするなど、表示やデザインについて、各地で様々な独自の工夫が施されました。



通りの総距離を表示(隠岐の島町)



6つの商店街のイメージカラーを採用(和歌山市)

(3) 通り名マップの作成

各実施地区において、「通り名」と「位置番号」を利用し地域の観光資源や店舗等の沿道施設等を案内する通り名マップが作成されました。

店舗の紹介に併せて店主を写真入りで紹介し、来訪者と地域に住む人の交流を生み出すきっかけとしたり、地域のイベントのマップに「通り名」と「位置番号」による案内を採用したりする等、各実施地区で独自の工夫を凝らした通り名マップが作成されました。



通り名マップの例(長崎市)



通り名マップの例(高梁市)

(4) 実施主体

社会実験における「通り名で道案内」の実施主体としては、地元商店街やNPO、観光協会、公共団体、道路管理者等が参加した協議会が中心となる地区が多く見られました。その場合、プレートの設置や管理、電柱設置者等関係機関との調整も当該協議会により実施されました。

(5) その他の取組との連携

プレートへのQRコードの表示、地元情報誌や携帯電話による情報提供との連携等により、通り名で道案内の施策をより有効に活用する工夫事例が見られました。



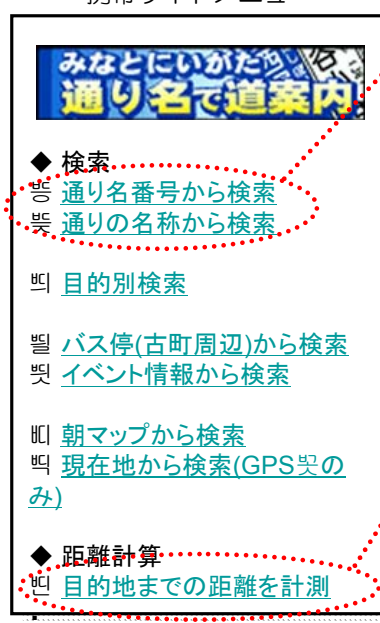
QRコード

◆ プレートへのQRコードの挿入



◆ 地元情報誌との連携

携帯サイトメニュー



● 通り名と位置番号の入力による地図表示

[例: 榎谷小路 40番]



● 起点と終点を選択し、所要時間を表示

[例: 起点 新潟駅, 終点 西堀通り50番]

■ 計測結果
距離: 約2270m
経由: 東大通 - 榎谷小路 - 西堀通り
時間: 徒歩34分 / 自転車11分

所要時間を
事前に確認

◆ 携帯電話による情報提供との連携

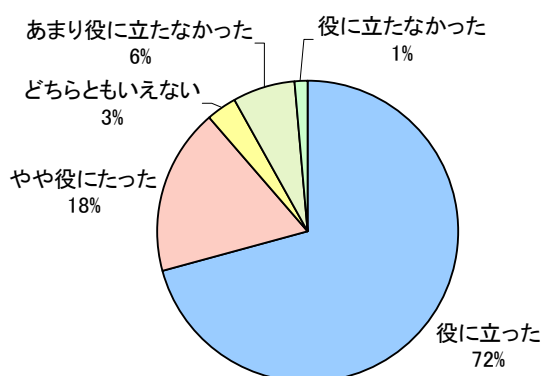
2. 取組への評価

(1) 取組の有効性に対する評価

各実施地区における「通り名で道案内」の取組に対する評価は、「役に立った」や「必要である」、「継続した方がよい」、「他地域へ展開した方がよい」等、来訪者や住民から概ね好評であり、施策の有効性が確認されました。

また、地域コミュニティの形成にも寄与している点など副次的な効果もみられました。

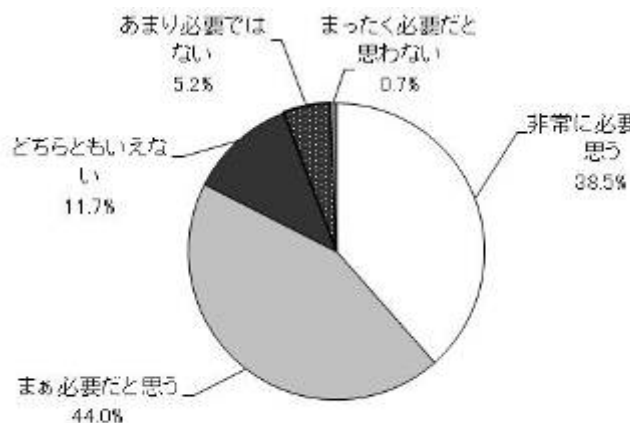
【 プレートによる道案内について 】



※「役に立たなかった」と回答した理由としては、「プレートの番号(位置番号)の意味がわからなかった」、「プレートそのものが何を意味しているのかわからなかった」等があった。

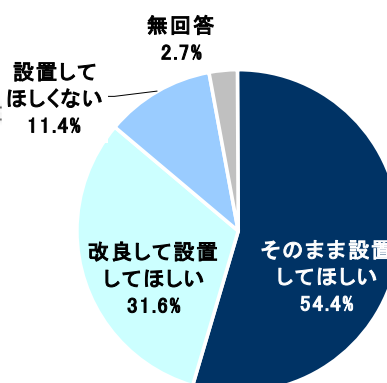
来訪者アンケート結果(高梁市)

【 取組の必要性について 】



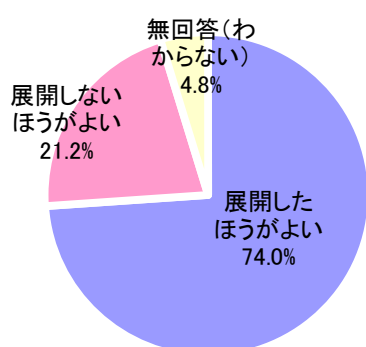
来訪者アンケート結果(須崎市)

【 取組の継続について 】



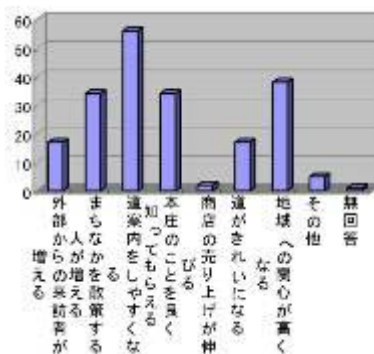
住民アンケート結果(長崎市)

【 他地域への展開について 】



来訪者アンケート結果(長崎市)

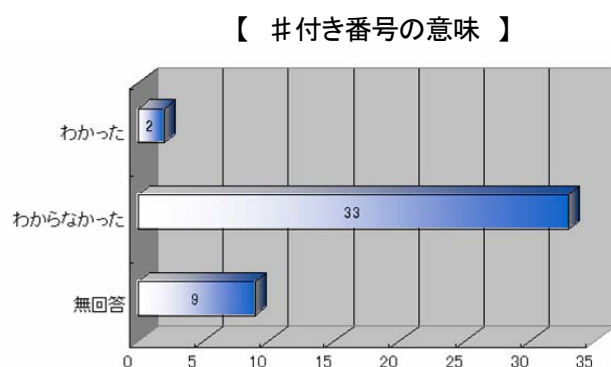
【 取組により地域がどう変わるかについて 】



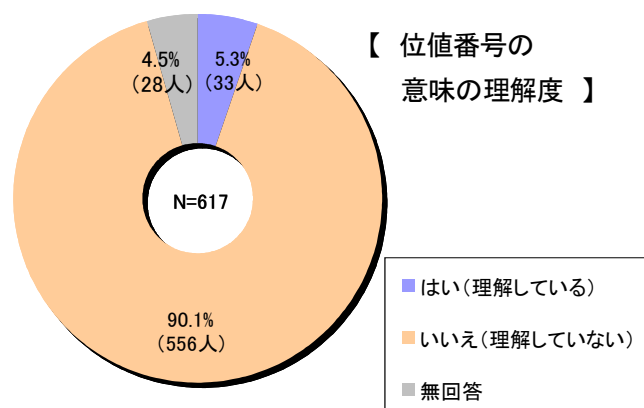
住民アンケート結果(本庄市)

(2) ルールの理解度

一方、プレート等に記載している位置番号の意味への理解度については、「ルールが分かりにくい」「理解していない」との意見が大半を占める地区があるなど、位置番号ルールの理解・普及促進の難しさが明らかとなりました。



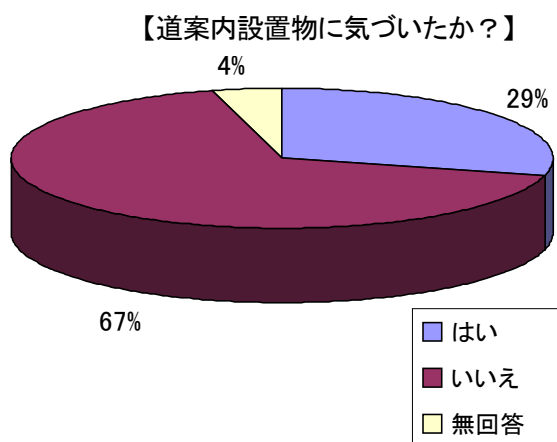
住民アンケート(隠岐の島町)



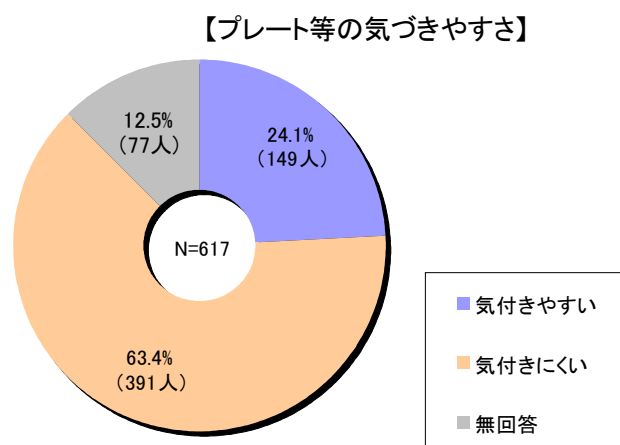
来訪者・地元アンケート結果(西条市)

(3) 通り名と位置番号の認知度

また、電柱や照明柱、路面等に添加した通り名と位置番号のプレートについて、「気付きにくい」との意見が多く寄せられた地区があるなど、プレート等の設置方法についての課題が明らかとなりました。



来訪者・地元アンケート結果(鹿児島市)



来訪者・地元アンケート結果(西条市)